

多面的機能支払交付金の 活動の手引き

特定事業実施者※用

※令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていた農業者団体等

令和7年度～令和11年度に限り、令和6年度を実施期間に含む、長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置の実施等に関する計画を記載していた農業者団体等が「環境負荷低減の取組への支援（通称：みどり加算）」のみに取り組んでいただくことができます。令和12年度以降は、既存の活動組織に参加する等により、活動組織として申請いただく必要があります。

（参考：活動組織向けの手引き）

はじめに

農業は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

このため、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。また、これにより、農業の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

この手引きは、地域の皆さんが「多面的機能支払交付金」を活用して活動に取り組んでいただけるよう、計画の策定、活動の実施、活動の報告など一連の流れに沿って具体的な進め方を解説したものです。

農業の有する多面的機能



目 次

多面的機能支払交付金の構成	3
みどり加算	4
手続の概要	5
I 申請主体の確認、事業計画の作成	
1 対象地域の設定	6
2 規約等の確認	6
3 事業計画（案）の作成	7
4 活動計画（案）の作成	9
5 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）	19
6 総会の開催	20
II 事業計画の認定	21
III 活動の実施、記録	23
IV 活動の報告	
1 報告の流れ	27
2 実施経過報告書の作成	29
3 実施状況報告書の作成	32
4 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）	33
V 交付金及び概算払の申請	34

多面的機能支払交付金の構成

農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押しします。

支援対象

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

(1) 地域資源の基礎的な保全活動 ※以下は活動例



水路の泥上げ



農道の路面維持



施設の点検



年度活動計画の策定

(2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

支援対象

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・外来種の駆除、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動 等

(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動 ※以下は活動例

① 施設の軽微な補修



ひび割れの補修



農道の部分補修

② 農村環境保全活動



外来種駆除



生きもの調査

③ 多面的機能の増進を図る活動

(2) 施設の長寿命化のための活動 ※以下は活動例



未舗装農道の舗装



素堀り水路からの更新



みどり加算

「みどり加算」では、これまでの環境保全型農業直接支払交付金とほとんど同じ支援内容及び要件（※1）で長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置等の「対象取組」に取り組むことができます。

	令和7年度以降 多面的機能支払交付金（資源向上支払（共同）みどり加算）
実施主体	・①農業者の組織する団体、②一定の条件を満たす農業者（R7～R11年度のみ） ・活動組織又は広域活動組織
対象取組と支援単価	長期中干し : 800円/10a 冬期湛水※3 : 4,000円/10a 夏期湛水 : 8,000円/10a 中干し延期 : 3,000円/10a 江の設置等 : 4,000円/10a（作溝実施） 3,000円/10a（作溝未実施）
要件※2	・対象取組実施ほ場における主要作物について、化学肥料・化学合成農薬を京都府の慣行レベルから5割以上低減する取組と合わせて行うこと ・活動期間中に取組面積を拡大する目標を設定し、達成すること
交付金の交付	・取組面積（畦畔・法面を除く）に各取組の単価を乗じた額を交付 ・同一ほ場に対する支援は一取組のみ※3

※1 多面的機能支払交付金では、原則5年間の活動計画に基づいて5年間継続して活動を実施する必要があり、実施要件を満たさない場合は、交付を受けた交付金を認定年度に遡って返還（遡及返還）することを求める仕組みとなっており、「みどり加算」も同様です。
ただし、返還の免責事項が規定されており、**自然災害その他やむを得ない理由による場合は、返還は免除**されることとなっています。

※2 「化学肥料等5割以上低減」の要件は、**毎年度実施**する必要があります。
また、「取組面積拡大」の要件は、取組ごとに2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回る取組面積の目標を設定し、**達成する必要があります**。
一方、これまで環境保全型農業直接支払で求めていた販売農家であること及び推進活動を実施することの要件はありません。

※3 みどり加算の同一ほ場に対する支援は一取組のみです。
また、環境保全型農業直接支払交付金においてセットで支援していた**冬期湛水と有機質肥料（堆肥）を除き、同一ほ場においてみどり加算と環境保全型農業直接支払交付金を重複して実施することはできません**。

手続の概要

多面的機能支払交付金の「みどり加算」を活用し長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、江の設置等、中干し延期の取組は、以下の手順で実施します。

I 申請主体の確認、事業計画(案)の作成

① 規約の確認等

団体の規約等について、必要に応じて変更します。

② 事業計画及び活動計画の案の作成

事業計画及び活動計画の案を作成します。

③ 総会の開催等

事前に、規約や事業計画書、活動計画書の案を作成し、総会の了承を得るなど、構成員の合意・了承の手続を行ってください。

II 事業計画の認定の申請

事業計画書に必要な書類を添付し、市町村長に認定の申請を行います。

III 活動の実施・記録

認定を受けた事業計画及び活動計画に基づいて活動を実施します。活動の実施状況については、必要な書類を作成・保管する必要があります。

IV 活動の報告 V 交付金の申請

① 実施経過報告

毎年度、活動の実施経過を取りまとめ、市町村に提出する必要があります。

② 交付金の申請

毎年度、当該年度の活動に必要な交付金の交付申請書を市町村長に提出します。交付金の概算払（前払）を受けようとするときは、概算払請求書を市町村長に提出します。

③ 実施状況報告

毎年度、活動の実施状況を取りまとめ、市町村に提出する必要があります。ただし、①の実施経過報告から変更がない場合は、省略できます。

※令和7年度～令和11年度に限り、令和6年度を実施期間に含む、長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置の実施等に関する計画を記載していた農業者団体等（①農業者の組織する団体、②一定の条件を満たす農業者）が申請主体になることができます。

① 農業者の組織する団体…複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方々によって構成される任意組織

② 一定の条件を満たす農業者…以下のいずれかに該当し、市町村が特に認める場合（詳しくは市町村にお尋ねください。）

・対象活動を行う農業集落の耕地面積に対する当該対象活動の取組面積の割合（複数の農業集落で対象活動を行う場合にあっては、いずれかの農業集落における割合）がおおむね1/2以上となる者又は全国の農業集落の平均耕地面積に対する一市町村内の対象活動の取組面積の合計の割合がおおむね1/2以上となる者（ただし、主作物が土地利用型作物以外の作物のとき、「おおむね1/2以上」は「2割以上」）
・複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く）

〇〇〇〇
市町村

【申請期限】
6月30日まで

認定の通知

市町村における審査後、事業計画の認定通知書が送付されます。

【報告期限】
1月31日まで

確認結果の通知

市町村における確認後、実施経過の確認結果が通知されます。

交付金の支払

実施経過報告の確認後、交付金の交付決定通知が送付され、交付金が支払われます。

【報告期限】
〇月〇日まで